

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例		
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 41 号	法 規 集	第 2 編 第 12 章 第 3 節
所 管 部 局 室 課	総務部給与厚生課		
条 例 の 概 要	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法第 252 条の 18 の規定により、都道府県は、恩給法上の公務員、都道府県の職員及び市町村の教育職員としての在職期間を通算する措置を講じなければならない、とされていることから在職期間の通算について定めている本条例は必須の条例である。	条例対象者 平成 20 年度 10 名
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	退職年金等の支給に際しての期間通算に関する事項を定めることにより、円滑かつ公平な恩給支給が可能となるものであり、本条例の内容は有効である。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	期間通算の方法をあらかじめ条例に規定しており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している ）	退職年金等の支給にかかる在職期間の通算について必要事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法第 252 条の 18 の規定に基づくものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>